

令和2年4月8日

一般社団法人全国森林土木建設業協会 御中

林野庁森林整備部治山課長

平素より森林・林業行政に対して格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

既に御承知のとおり、4月7日に新型コロナウイルス感染症について、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。

〔 期間 4月7日から5月6日まで
 区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県 〕

新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するためには、「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けていただき、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す必要があります。

このため、これまで御協力いただいていたイベントや会合等の自粛に加え、貴協会におかれても、在宅勤務（テレワーク）を強力に推進いただくようご協力お願いいたします。

やむを得ず出勤される場合にも、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促進いただくようご協力お願いします。

上記区域以外の事業所におかれても、上記の取組を参考に「三つの密」を避ける行動を徹底いただくよう重ねてお願い申し上げます。

※ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」もご参照下さい。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000620039.pdf>)

担当：治山課総務班 秋山、鈴木

TEL:03-6744-2306

FAX:03-3503-6499